

平成21事務年度 主要行等向け監督方針のポイント

1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

- 本事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションを基本に据え、その一層の定着・進化を図る。その際、以下の点に特に留意。
 - ① リスク感応度の高い行政、国民の目線・利用者の立場に立った行政、将来を見据えた行政、金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。
 - ② 検査部局、証券取引等監視委員会及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
 - ③ 職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

2. リスク管理と金融システムの安定

- 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望し、適切なリスク管理が遂行されているかについて検証。また、国際的な議論の動向も踏まえ、自己資本の充実に向けた取組みを促していく。
- 大手金融グループの監督に当たっては、グループ全体としての総合的なリスク管理態勢の整備状況等について重点的に検証。また、海外拠点の監督にも注力。
- マクロ経済や金融市場の動向と金融仲介機能や銀行財務の健全性との間にある強い相関関係を認識し、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかという視点からの洞察にも努める。

3. 円滑な金融仲介機能の発揮

- 中小企業金融に関するアンケート調査・金融円滑化ホットラインの一層の活用等を通じて、融資動向や借手企業の状況についてきめ細かく実態把握。
- 借手企業の経営状況や特性等についての日常的な実態把握とそれを踏まえた的確できめ細かな融資判断を行う態勢の整備等について重点的に検証。
- 緊急保証制度等の企業金融の円滑化に向けた諸施策の適切な活用を促すとともに、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能の積極的な発揮を促す。
- 住宅ローン等個人向け融資についても、返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況等を十分に踏まえた対応を促すとともに、新規融資について、顧客の経済状況等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化等を促していく。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

本事務年度においては、各行の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めつつ、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた取組み（情報セキュリティ管理の徹底、顧客への説明態勢の充実、相談・苦情処理態勢の充実、振り込め詐欺など金融機能の不正利用の防止、新型インフルエンザの流行等に備えた業務の継続性の確保など）を重点的に検証。

（以 上）